

○島田市田代の郷温泉条例施行規則

平成27年7月3日

規則第47号

改正 平成28年2月5日規則第10号

島田市田代の郷温泉条例施行規則(平成20年島田市規則第123号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市田代の郷温泉条例(平成20年島田市条例第106号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により島田市田代の郷温泉(以下「田代の郷温泉」という。)の指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を島田市公告式条例(平成17年島田市条例第3号)に規定する掲示場に掲示し、並びに市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

- (1) 田代の郷温泉の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請に関する書類)

第3条 条例第6条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請書 田代の郷温泉指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書 田代の郷温泉事業計画書(様式第2号)

2 条例第6条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 田代の郷温泉の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (4) 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(特例により選定される候補者)

第4条 条例第8条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人等とする。

(1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されている場合に限る。）。

(2) 1年以上継続して当該法人等の事業活動を行っていること。

(3) 地域振興に寄与する事業活動を行っていること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たすものであること。

(指定の通知)

第5条 市長は、指定管理者を指定するときは、田代の郷温泉指定管理者指定書（様式第3号）により指定する法人等に通知する。

(指定の取消し)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、田代の郷温泉指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により、当該法人等に通知する。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長と田代の郷温泉の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料に関する事項

(4) 施設及び設備の維持管理に関する事項

(5) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 個人情報保護に関する事項

(7) 業務報告及び事業報告に関する事項

(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の徴収等)

第8条 市長は、田代の郷温泉の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、田代の郷温泉の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して50日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用件数、入館者数、利用を不承認とした件数及びその理由その他の田代の郷温泉の利用状況

(3) 利用料収入の実績

(4) 管理経費等の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(入館者等の遵守事項)

第10条 田代の郷温泉に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けずに物品の展示、販売、貼り紙等の行為をしないこと。

(2) 建物、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 所定の場所以外の場所において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。

(5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。

(6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 田代の郷温泉の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用の許可を受けていない施設又は設備を利用しないこと。

(2) 田代の郷温泉に入館する者に対する安全確保の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第11条 利用者は、指定管理者又は市の職員が職務のためその利用する施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日規則第10号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。ただし、第22条の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

田代の郷温泉指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市長

所在地
名称
代表者の氏名
電話番号

印

田代の郷温泉の指定管理者の指定を受けたいので、島田市田代の郷温泉条例第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	1 田代の郷温泉事業計画書 2 田代の郷温泉の管理に関する業務の収支予算書 3 法人その他の団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び収支計算書 5 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類 6 その他（ ）

様式第2号（第3条関係）

田代の郷温泉事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
法人等の所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所	在	地
			運 営 開 始 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
1 管理運営を行うに当たっての経営方針			
2 管理運営を行う意欲について			

<p>3 管理運営について</p> <p>(1) 職員の配置等について</p> <p>(2) 年間の自主事業について</p> <p>(3) 利用者等の要望の把握について</p> <p>(4) 苦情処理について</p>
<p>4 田代の郷温泉の利用率向上のための計画について</p>
<p>5 個人情報の保護の措置について</p>
<p>6 緊急時の対応について</p> <p>(1) 防犯及び防災の体制について</p> <p>(2) 災害発生時の対応について</p> <p>(3) その他緊急時の対応について</p>
<p>7 その他特記すべき事項</p>

様式第3号（第5条関係）

田代の郷温泉指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者の氏名 様

島田市長 印

島田市田代の郷温泉条例第7条の規定により、田代の郷温泉の指定管理者として、次のとおり指定します。

指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------	-----------------

様式第4号（第6条関係）

田代の郷温泉指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者の氏名 様

島田市長 印

次に掲げる理由により、田代の郷温泉の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取消しの理由	
取消しの日	年 月 日

(注) この処分に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、島田市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、島田市を被告（訴訟において島田市を代表する者は島田市長となります。）として提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(平28規則10・一部改正)